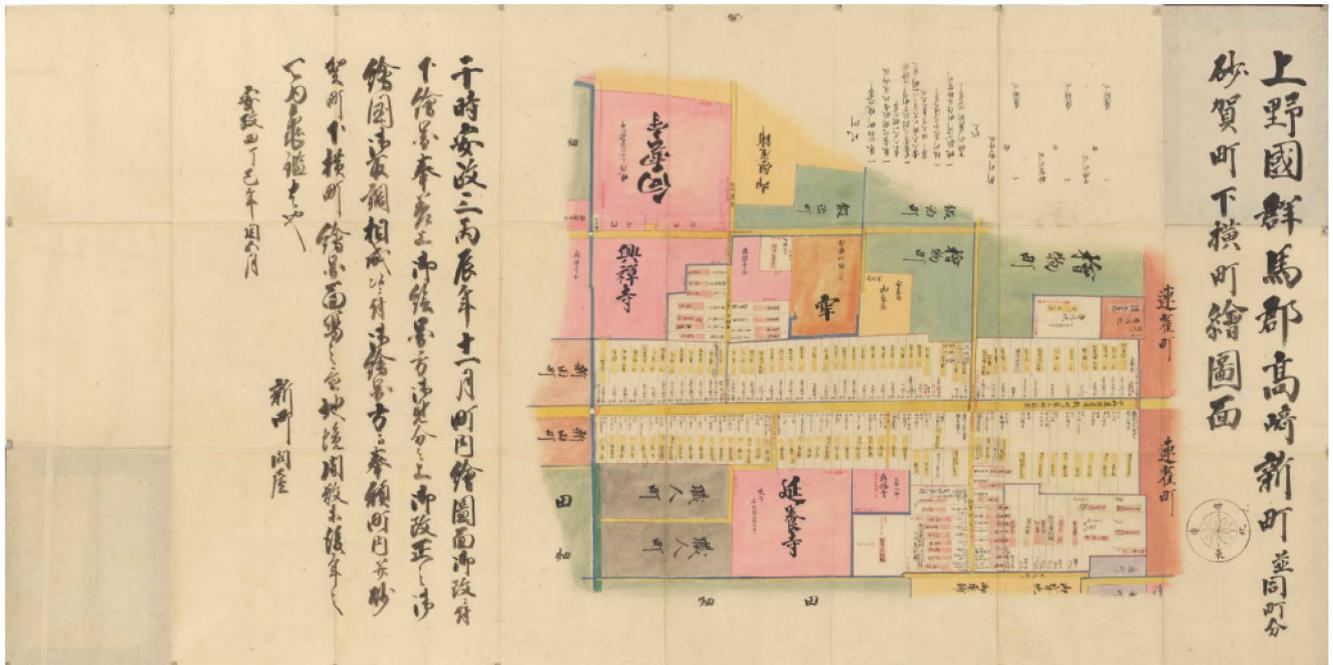


市史のひろば

第6号
(令和6年6月)



上野国群馬郡高崎新町並同町分砂賀町下横町絵図面

(高崎市立中央図書館蔵／画像は群馬県立図書館デジタルライブラリーより)

《 目 次 》

- 所蔵資料紹介 (1) 文久元年(1861)の中山道高崎宿(鈴木 一哉) … 2
- 所蔵資料紹介 (2) 歌川町成立の経緯(富樫 昌明) … 3
- 所蔵史料紹介 (3) 岩鼻県庁の廻状(富樫 昌明) … 4
- 執筆者紹介・表紙写真解説・奥付 … 6



写真1 〔安中宿入口より倉賀野宿迄中山道往還通絵図〕（峯岸正男家文書No.143）より「高崎宿」付近

この絵図には、安中宿（安中市）の碓氷峠方面の入口から高崎宿を経て、倉賀野宿入口迄の中山道往還の両側の様子が描かれています（幅27.5cm×長さ255cm）。写真はその内の「高崎宿」周辺部分です。絵図の端裏書には文久元年（1861）11月の年次記載があります。

「高崎城」と記されている空白部分が城内にあたり、その様子は描かれていません。しかし、下方に流れている烏川と碓氷川の合流する地点（現在の和田橋付近）の上には三層の櫓が記され、その両側にも櫓（あるいは櫓門）が描かれています。城内は樹木に囲まれており、その上方に広がる家並み部分とは隔離されています。家並みの中央には太い朱線が走り「高崎宿」と記されています。この太い朱線は、左方の「下並榎村」から右方（倉賀野方面）に向かってジグザグに走っていますが、これが中山道です。そして、家並みが描かれている部分が高崎宿です。その外側にも家並みを囲うように樹木が描かれています。その部分が遠構（土居と堀が設けられていました）であり、城下町である高崎宿と外側の郷村部を区分していました。

太い朱線から枝分れしている細い朱線は中山道の脇道や間道ですが、このうち左上の「上飯塚村字飯塚新田」を通るのは、越後（新潟県）方面へ向かう「三国通」（三国街道）であり高崎宿で分岐していました。なお、右下で烏川兩岸に記された細い朱線は、現在の聖石橋付近にあたり、高崎宿から石原村への道ですが、この絵図には橋は描かれていません。

この絵図は、中豊岡村（高崎市中豊岡町）の峯岸家に伝来しました。同家当主は代々「四

郎右衛門」を襲名し江戸時代初期から断続的に中豊岡村の名主役を務めていました。同家には江戸時代の名主文書を中心に約400点の古文書が残されていました(請求番号:M90081)。

この絵図には作成目的は記されていませんが、作成された文久元年11月の前月には、孝明天皇の妹和宮が第14代将軍徳川家茂との婚礼のために京都を出発し、中山道を通り碓氷峠を越え11月9日には坂本宿(安中市)に宿泊、10日には板鼻宿(安中市)に宿泊、11日には村内に中山道が通る豊岡村(上・中・下3カ村)・高崎宿・倉賀野宿・新町宿を経て武蔵国本庄宿(埼玉県本庄市)に宿泊しています。

この和宮通行(「和宮様御下向」)にあたっては、嚴重な警備体制が敷かれ、高崎藩松平氏は安中～本庄宿間の沿道や間道の警固を命じられています(『群馬県史』通史編5)。また、近隣の村々から大量の人馬が臨時に動員されたことも知られています。この絵図中には、下の写真のように11月10日に和宮が宿泊した「板鼻宿」の碓氷川沿いに「カキ」(垣)で囲まれた朱色の施設のようなものが2カ所描かれており、左下の安中宿寄りの隣村「中宿村(安中市)」近くには「兵糧焚出し場」と「同運送ノ道」の詞書きもあります。これらは和宮通行に際しての臨時施設(仮小屋など)であった可能性があります。

つまり、この絵図は和宮通行にあたって中山道沿いの道を明示するために作成されたもので、これが峯岸家に残されたのは、同家当主が中豊岡村の名主役を務めていたことと関係があったものと考えられます。

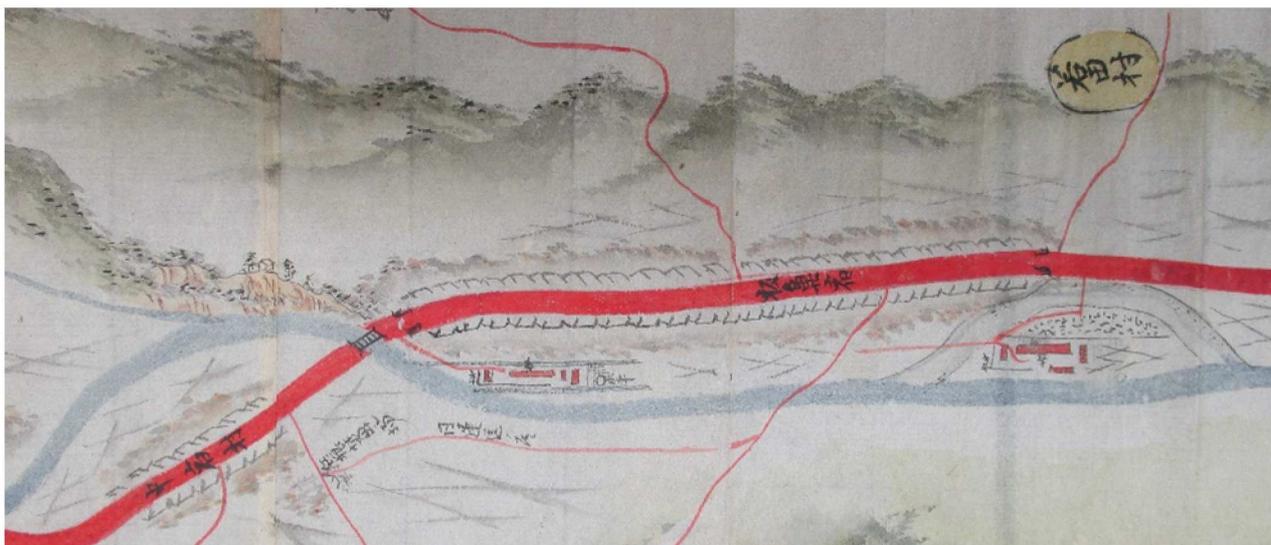


写真2 (「板鼻宿」「中宿村」付近)

所蔵史料紹介(2)

歌川町成立の経緯

富樫 昌明

現在の歌川町辺りは、信州からの材木をこの付近で筏に組んで江戸に送ったことから、かつては「筏場」と呼ばれていました(「高崎志」・『高崎市史』第3巻)。明治時代に入り歌川町と名付けられますが、その時期は一般的には明治4年(1871)とされています(『角川日本地名大辞典10群馬県』など)。これは、明治期の郷土史家である土屋老平(おいひら)の著書「更正高崎旧事記」に、歌川町について「此町ハ明治四年□月新タニ町ヲ置ク」(『高崎市史』第3巻)とあることに基づくと考えられます。一方で、昭和2年(1927)刊行の『高崎市史』上巻では歌川町の設置を明治5年7月としています。ではどちらが正しいのでしょ

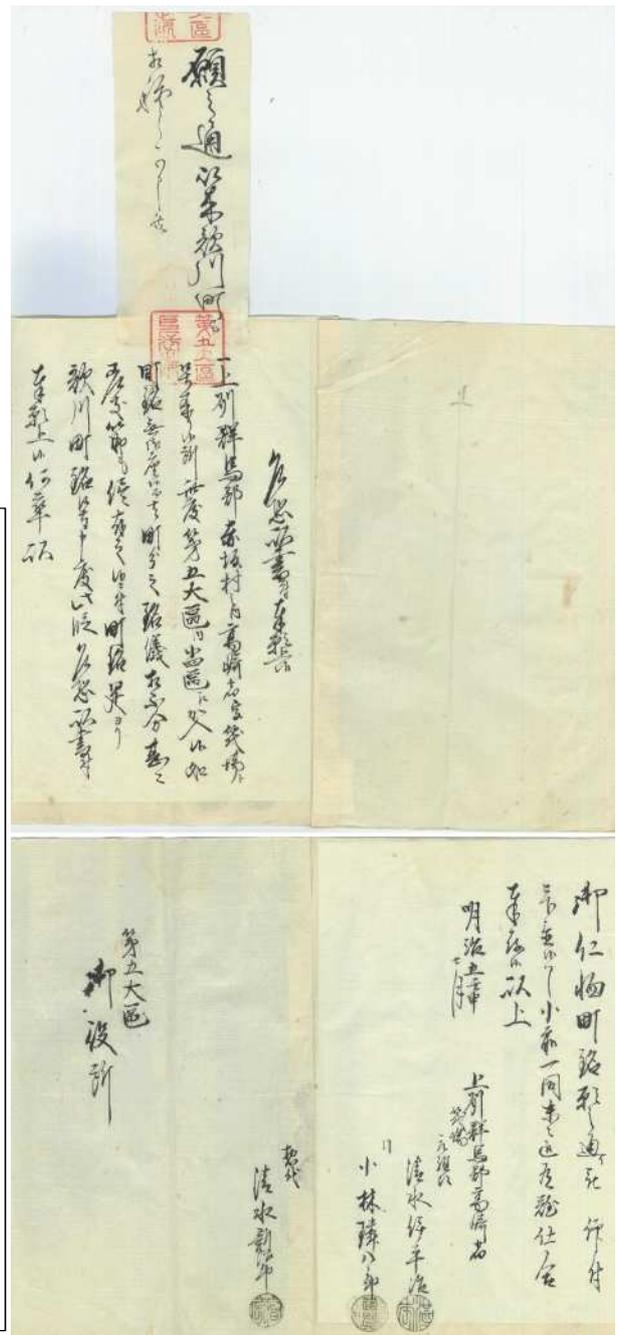
うか。

令和4年度に、高崎で鋳物師として活動し明治初期には歌川町の戸長を勤めたこともある小林家から、500点ほどの史料をご寄贈いただきました。その中に歌川町成立の経緯を示す古文書が残されていたので紹介してみましよう（小林家所蔵資料No.164-47）。

内容は「これまで字筏場と号してきたが、この度第五大区内小四区へ加入することとなり、町名が無くては差し支えることもあるので、今後は歌川町を町名としたい」と地元住民から第5大区の役所へ願い出たものです。古文書には付札（つけふだ）が貼られ、第5大区役所からの返答が記されており、「願の通り今後は歌川町と称すること」が認められています。付札とは、願書などの上部に回答を記して付された紙をいいます。

なお、大区・小区とは明治初期の地方制度で、それまでの村を数か村まとめて小区を編制しその上に大区を設置したもので、群馬県では明治5年6月に22大区と247小区が設置されています（『群馬県史』通史編7）。

この古文書の発見により、歌川町の成立が明治5年7月であることが史料で裏付けられました。



(釈文)

乍恐以書付奉願上候
 一上州群馬郡赤坂村之内高崎宿字筏場ト
 (付札)「願之通以来歌川町与相称し可申候」
 号来り候所、此度第五大区内小四区江加入候处、
 町銘無御座候而者、町分之銘儀相不分甚々
 差支筋も俛有之候ニ付、町銘是ヨリ
 歌川町銘号申度、此段乍恐以書付
 奉願上候、何卒以
 御仁恤町銘願之通り被 仰付
 被下置候ハ、小前一同末々迄有難仕合
 奉存候、以上
 明治五壬申 七月

上州群馬郡高崎宿
 筏場
 元組頭 清水伊平治 印
 同 小林隣八郎 印
 惣代 清水新治郎 印

第五大区御役所

所蔵史料紹介（3） 岩鼻県庁の廻状

富樫 昌明

令和5年度に八幡原の原田家文書を図書館へご寄贈いただきました。この中から史料を

ご紹介させていただきます。

紹介する史料は岩鼻県庁から出された廻状の写で、人相書きなど4点の図が描かれています。なお、写真にある通り史料は2枚からなりそれぞれ文書番号が付されていますが、内容的に一つの古文書です（原田寿録家文書No.56・57）。

この廻状は、岩鼻県庁より岩鼻町他9か所の肝煎名主（複数の村を取りまとめている名主）へ送られています。さらに肝煎名主の一人である岩鼻町の道太郎から周囲の村々へ回覧され、それを八幡原村の名主が書き写したものです。

では内容を読んでみましょう。内容を要約すると「岩鼻県下の岩鼻町に『徒場』を建て罪人を置いておくこととなった。罪人が万一心得違いを起し逃げ去り村々を立ち回るかもしれないので、その際は速やかに取り押さえて差し出すよう



(釈文)

今般当県下岩鼻町江徒場取建、罪人共差置候二付而者、右罪人萬一心得違二而逃去、村々立廻り候哉も難計、其節者速ニ差押可差出、若及手向候ハ、打殺候而も不苦、見逃候歟隠シ置候義後日他方(より)相聞ニ於而者、嚴重之御所置可有之候条、心得違無之様小前末々之ものへも不漏様可申聞置もの也

庚午九月七日
岩鼻県 庁

岩鼻町
外九ヶ所略之
肝煎名主

(図) (図)
右者前方後口迄巾四寸并左眉毛
剃落

(図)
右者耳上前辺剃落ス

後口印
半天
地木綿 (図) 徒 (朱書)
染浅黄
文字朱

右之通御布告写を以御達申候、此廻状
早々御順達可被成候、以上

午九月七日
岩鼻町
肝煎名主
道太郎

に。もし手向かいするようであれば打ち殺してもかまわない。罪人を見逃したり隠し置いたりしたことが後日判明したら嚴重な処置をするので、村人たちに漏れがないように申し聞かせておくように」といったものです。その後ろに、人相書きと背中に「徒」と朱書された半天（半纏・はんてん）の図が描かれています。

では「徒場」とはどういった意味でしょうか。高校時代に日本史を勉強した人であれば「五刑」という単語に覚えがある人もいるかもしれません。五刑とは古代律令制下において律（現代でいう刑法）で定められた「笞(ち)・杖(じょう)・徒・流(る)・死(し)」の五つの刑を指します。「笞」は鞭で、「杖」は杖で打つ刑。「流」は罪人を遠方や島へ流す刑。「死」は死刑です。残る「徒」ですが、これは「ず」と読み現代でいう懲役刑に当たります。つまり「徒場」とは刑務所・監獄を示しています。

この古文書は、庚午(かのえうま)年(明治3年・1870)に岩鼻監獄が設置されるに際し、岩鼻県内の村々に囚人の外見上の特徴を伝え、万一脱獄があった場合に備えて対処法を指示したものです。人相書きからは眉毛や髪の一部を剃り落としている様子が読み取れますが、囚人に目立つ風体をさせることで逃走を防ぐ目的もあつてのことと思われる。背中に「徒」と朱書された半纏は今でいう囚人服ということになるのでしょうか。

執筆者紹介

鈴木 一哉 高崎市立中央図書館・元高崎市史編さん近世部会調査員

富樫 昌明 高崎市立中央図書館・元高崎市史編さん近世部会調査員

表紙写真解説 上野国群馬郡高崎新町並同町分砂賀町下横町絵図面

[安政4年(1857) / 78×153cm]

高崎城下新町(現あら町)及び砂賀町・下横町の絵図。安政3年に作成された絵図を同4年に写したもので、一筆ごとに奥行・間口と持主の名が記されています。

この絵図は新町で問屋年寄を務めた角田家に残されていたもので、絵図を含む角田家文書約250点は高崎市立中央図書館へ寄贈され、同館ホームページにて目録・解題を公開しています(<https://lib.city.takasaki.gunma.jp/viewer/info.html?id=1062&g=20>)。また「酒井家家臣・角田儀右衛門宛の感状」(「市史のひろば」第5号)において角田家文書の一部を紹介しています。

なお、本史料は群馬県立図書館ホームページ(<https://www.library.pref.gunma.jp/>)内の「群馬県立図書館デジタルライブラリー」にて、高精細な画像を閲覧することができます。

市史のひろば 第6号

発行日 令和6年(2024)6月15日

編集・発行 高崎市立中央図書館

〒370-0829 高崎市高松町5-28

TEL 027-322-7919 / FAX 027-324-3423

E-mail toshokan@city.takasaki.gunma.jp

※「市史のひろば」は、高崎市立図書館公式ホームページに掲載されています(<https://lib.city.takasaki.gunma.jp/>)。